

## 土岐市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岐阜県条例第30号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるインターネットの利用による公表は、市のホームページへの掲載により行う。

2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、土岐市地域振興部まちづくり推進課内とする。

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第6条 法第25条第4項の申請書は、別記様式第4号によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第8条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、別記様式第6号によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時にを行う場合にあつては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、別記様式第7号によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 県条例第7条の閲覧及び謄写の場所は、土岐市地域振興部まちづくり推進課内とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の認定の申請は、別記様式第8号によるものとする。

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第9号によるものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第10号によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第13条 法第32条第2項に規定する認証の申請は、別記様式第11号によるものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第12号によるものとする。

(合併の認証申請)

第15条 法第34条第4項の申請書は、別記様式第13号によるものとする。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第16条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第14号によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第18条 法第41条第3項の証明書は、別記様式第15号によるものとする。

(書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法)

第19条 県条例第15条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第20条 県条例第15条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、

直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができなければならない。

第 21 条 県条例第 15 条第 2 項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則平成 24 年 3 月 27 日規則第 21 号

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 5 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 29 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日規則第 31 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。